

那須塩原市農業委員会

第17回総会議事録

令和6年11月25日(月)

西那須野庁舎300会議室

1. 開催日時：令和6年11月25日（月）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：西那須野庁舎300会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	11	岡本 利江
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	12	木下 久雄
委員	1	石崎 清	〃	13	神藤 芳定
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	4	槌江 栄作	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通
〃	10	月井 喜美郎			

4. 欠席委員：君島 良一委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号20番 白井 通委員、1番 石崎 清委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 非農地判断願いについて
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について
- 10) 報告第10号 那須塩原市農地移動適正化あっせん基準の改正について
- 11) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 12) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）
- 13) 報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の2による共有者不明農用地等の不確知共有者の探索の要請について

7. 事務局職員

事務局長	室井 勉	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：那須拓陽高校生10名、引率教師1名

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会 第 17 回総会を 開会いたします。 今回の欠席委員は、君島 良一委員です。 在任委員 20 名、出席委員 19 名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第 19 条第 2 項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号 20 番白井通委員と 1 番石崎清委員を指名いたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。
菊地喜芳委員	議案第 1 号、番号 1 番について報告します。 農地に賃借権を設定する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、11 月 13 日、午後 1 時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、下の内公民館より西へ 400 メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲受人は、年齢的に 70 歳を迎え、この辺で譲受人に経営を任せたいとのことです。 譲受人が所有する農地の利用状況は、親子で野菜を中心にやってきたので、今後も野菜、水稻農家として経営をしていきます。 申請地の耕作予定は、野菜、水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認し、番号 1 番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号 1 番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 1 番については許可することに決しました。 番号 2 番及び 3 番について、木下久雄委員の報告を求めます。
木下久雄委員	議案第 1 号、番号 2 番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、11 月 16 日、午前 10 時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、二つ室自治公民館より北へ約 700 メートルに位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、申請人の兄妹 3 人の共有地を 20 年以上、水田と畑として耕作していたが、長男の相続をきっかけに譲渡の話がまとまり、この度の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、トラクター 1 台、耕運機 1 台を所有し、11 アールに水稻を作付け、3 アールに自家用野菜を作付けしています。 申請地の耕作予定は、2 アールに水稻を作付けし、6 アールに白菜、大根、ねぎ等の自家用野菜を作付け予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認し、番号 2 番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 議案第 1 号、番号 3 番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。また、2 番、3 番については、3 人兄妹の共有地を、残った 2 人の兄妹が売買するので内容は同じです。

調査は、１１月１６日、午前１０時頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、二つ室自治公民館より北へ約７００メートルに位置しています。

譲受人が申請に至った経緯は、申請人の兄妹３人の共有地を２０年以上、畑として耕作していたが、長男の相続をきっかけに譲渡の話がまとまり、この度の申請に至りました。

譲受人が所有する農地の利用状況は、耕運機１台を所有し、３アールの兄妹の共有地で自家用野菜の作付けをしていました。

申請地の耕作予定は、３アールの農地に自家用野菜を作付け予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認し、番号３番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

石崎清委員 まず、番号２番について、質疑、御意見はございますか。

木下久雄委員 今の説明で、３人の共有地で譲渡人が一番上の方と同じ名前ということなので、この譲渡人と譲受人の関係をもう一度説明をお願いします。

議長 兄妹の関係については、２ページの番号２番と３番同じなのですが、番号２番の譲渡人の３名は、長男、長女、次女の関係です。長男のところが女性の名前になっていますが、長男が亡くなっているの、その妻の名前になっています。譲受人は、次男と三男ということで、兄妹が５人いる中で、３人の共有地を次男と三男が売買で所有権を得たという内容です。

議長 他に、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。

次に、番号３番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。

次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。

辻野岩男委員 番号１番について、辻野岩男委員の報告を求めます。

議長 議案第２号、番号１番について報告します。

牛舎として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より北北東へ約１．８キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、牛乳販売と子牛販売を主としていますが、最近の酪農環境の不安定から、和牛、子牛増産を計画し、これに伴い頭数が増え、世話をする時間も増え、既存設備では困難となるため、これを解消したいと育成牛舎の新築を計画したものです。

申請地の立地状況は、申請地は、農振法上の農業用施設用地に該当します。

本件は農業の振興に資する施設の用に供するための転用であるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に牛舎を１棟建築する内容となっております。

上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。

牛の糞尿についてはおがくず等に吸着させ、肥料として農地に還元します。

転用に先立ち、農振農用地から農業用施設用地への区分変更も完了しております。

現地調査は、１１月２１日、午前１０時２０分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 上野農地係長	番号1番について事務局から補足願います。 番号1番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。以上です。
議長	報告が終わりました。
上野農地係長	番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 番号1番について、君島良一委員が欠席のため、事務局から報告を求めます。 議案第3号、番号1番について、君島良一委員に代わり報告します。 本件は昭和55年10月30日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、計画を変更して事業を実施するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立南小学校より南南西へ約1.6キロメートルに位置しています。 変更の理由は、当初計画人は一般住宅の建築を計画していたが、住宅建築着工前に体調を崩し医療費等予定外の出費がかさみ資金不足となったことから、事業を遂行できなかったものです。 今回、承継人より店舗兼住宅として利用したい旨の申出があり、本申請に至りました。 現地調査は、11月20日、午前9時45分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
白井通委員	番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更を承認することに決しました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、白井通委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は那須塩原市立西小学校より北東へ約2.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在市内のアパートに、妻と暮らしていますが、将来のことと実家の農業の手伝いのため、実家の敷地内に建築を予定していましたが、スペースがないため、父所有の当地に家を建築するための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。 雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、11月20日、午前11時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可

議長	相当として報告を終わります。 報告が終わりました。
	番号1番について、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
秋元誠委員	異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
	番号2番について、秋元誠委員の報告を求めます。
	議案第4号、番号2番について報告します。
	使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、那須塩原市立三島小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、賃借人は、現在隣接地に妻と子供の5人で暮らしています。子供の成長により手狭なことから、建物が老朽化していることから、建て替えの計画をたてましたが、建築計画の用地面積が不足するため、申請に至ったとのことです。
	申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
	上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。
	周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	現地調査は、11月20日、午前11時20分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
松本忠太委員	番号2番について、質疑、御意見はございますか。
秋元誠委員	借り人と貸し人の関係をお聞きしたいのですが。
議長	借り人と貸し人の関係は、祖母と孫の夫になります。
	他に、質疑、御意見はございますか。
	無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
上野農地係長	番号3番及び4番について君島良一委員が欠席のため事務局から報告を求めます。
	議案第4号、番号3番について、君島良一委員に代わり報告します。
	賃貸借により工場として転用するための申請です。
	申請内容は、議案書記載のとおりです。
	申請地は、那須塩原市立南小学校より東へ約600メートルに位置しています。
	申請に至った経緯は、現在、大型鉄骨の製作所を経営しておりますが、近年技術が評価され、顧客からの依頼が更に増加しましたが、既存の工場では狭いことから、第2工場の建設のため申請するものです。
	申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。
	本件は、周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。
	事業計画は、申請地に工場を1棟及び大型の運搬車両の展開スペースを設置する内容となっています。
	水道は市の施設を利用しますが、手洗い場のみの利用となるため、浸透槽にて処理します。
	雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。
	周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
	転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しております。
	現地調査は、11月20日、午前9時30分頃に行いました。
	調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

議案第4号、番号4番について報告します。
売買により店舗兼住宅として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立南小学校より南南西へ約1.6キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、現在、一区町で店舗を賃借し、飲食店を営んでおりますが、道路拡張のため、立ち退きを求められています。長男家族は、職場所有の借家に住んでいますが、子供も成長し、手狭になってきていることから、現在の住居から比較的近い申請地に店舗兼住宅を建て、現在の住居は長男に譲ることとしたという経緯です。
申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。
本件は周辺地域に居住する者の日常生活上及び業務上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に店舗兼住宅を建築する内容となっています。
水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。
雨水排水は自然浸透処理とします。
周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、11月20日、午前9時45分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
報告が終わりました。
まず、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》
無いようですので、報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

白井通委員

《特に意見なし》
無いようですので、報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
番号5番及び6番について、白井通委員の報告を求めます。
議案第4号、番号5番について報告します。
使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、狩野公民館より北西へ約400メートルに位置しています。
申請に至った経緯は、申請人は結婚を期に、将来親の介護や育児相互協力のため、実家敷地及び隣接する申請地に住居を新築する申請です。
なお、農地法を理解せず農地を進入路として利用しており大変申し訳ございません。
二度とこのようなことがないように気をつけます。とする始末書が添付されております。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。
本件は周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。
周囲は既存の植栽により、土砂及び雨水の流出を防止します。
転用に先立ち農用地からの除外も完了しております。
現地調査は、11月20日、午前11時50分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議案第4号、番号6番について報告します。

	売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、新南自治公民館より南東へ約100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、現在家族で賃貸住宅生活していますが、築年数が経ち今後リフォーム等が必要なことから、住宅を新築し新たに生活基盤を整える検討をしていたところ、申請地が、通勤や住環境が好条件なため、ローン返済期間等を考慮し今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 転用に先立ち農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、11月20日、午後0時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。 次に、番号6番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。
室井孝美委員	番号7番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第4号、番号7番について報告します。 賃貸借により工事用地として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北東へ約400メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、隣接店舗建設工事のため、現場事務所を設置及び作業用通路の確保を目的に一時転用許可申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、農振法上の農振農用地となっております。 本件は一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、隣接店舗建設のための現場事務所及び作業用通路等として利用する内容となっています。 上下水道の利用はなく、雨水排水は自然浸透処理とします。 現地調査は、11月21日、午前10時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号7番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
白井通委員	番号8番について、白井通委員の報告を求めます。 議案第4号、番号8番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。

議長	申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立東小学校より北西へ約600メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、現在妻と市内のアパートに居住していますが、これから家族が増えることを考え、少しでも若いうちに生活環境を整えたく、自宅建築の計画をたてたことからの申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に既存の塀により、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、11月20日、午前11時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。 番号8番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
高瀬和夫委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。 番号9番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。 議案第4号、番号9番について報告します。 売買により宅地分譲地として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原駅より北西へ約120メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、那須塩原駅から北西へ約120メートルに位置し、利便性が高く、宅地化が進んでいる区画整理内です。更に、譲渡人は高齢で農業を営む後継者もいません。資産の有効活用を考え、今回譲渡することにしました。譲受人は自社物件の確保のため購入しました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲地1区画を造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に農地がないため、転用による営農への支障はありません。 現地調査は、11月21日、午前9時25分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号9番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
秋元誠委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。 番号10番及び11番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第4号、番号10番について報告します。 売買により農業用施設として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、東赤田自治公民館より南東へ約400メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、農畜産物の生産、加工販売等の他、農作業の受託等を行っており、大型農機具等の格納庫及び進入路を事務所に隣接した申請地に農業用施設として設置してしまいました。そのことによりましての追認申請です。 なお、農地法違反の認識がないまま令和3年3月頃から農業用施設として利用しております。農地法に違反したことは深く反省しており、今後このようなことがないよう農地法を順守致します。とする始末書が添付されています。

	申請地の立地状況は、申請地は農振法上の農業用施設用地となっております。 本件は農業の振興に資する施設の用に供するための転用であるため立地基準上問題ありません。 事業計画は申請地を農業用倉庫3棟及び進入路として利用する内容となっております。 上下水道は利用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 転用に先立ち、農振農用地から農業用施設用地への区分変更も完了しております。 現地調査は、11月20日、午前11時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第4号、番号11番について報告します。 賃借によりキャンプ場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、道の駅湯の香しおばらより北へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、アウトドアでの音楽イベントが出来るオートキャンプ場の建設を目的として、現在既存のキャンプ場の整備を進めています。今回の申請はキャンプ場のスペースの拡大を図るため、隣接地を申請するものです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は隣接する土地と一体として同一の事業目的に供し、第1種農地の占める面積の割合が3分の1を超えない転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地にキャンプ場12区画を造成する内容となっております。 上下水道は新設せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 周囲に農地がないため、転用による営農への支障はありません。 現地調査は、11月20日、午前10時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号10番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。 次に、番号11番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。
議長	次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
上野農地係長	番号1番について、君島良一委員が欠席のため事務局から報告を求めます。 議案第5号、番号1番について君島良一委員に代わり報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立南小学校より東へ約600メートルに位置しています。 現地調査は、11月20日、午前9時30分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物の家屋評価証明が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》

秋元誠委員	無いようですので、報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 番号2番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第5号、番号2番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、接骨木自治公民館より南東へ約650メートルに位置しています。 現地調査は、11月20日、午前10時50分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地への進入路となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物の国土地理院の空中写真が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。
菊地喜芳委員	《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。 次に、議案第6号「非農地判断願いについて」を議題といたします。 番号1番及び2番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。 議案第6号、番号1番について報告します。非農地判断の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、戸田駐在所より北西へ約3キロメートルに位置しています。 現地調査は、11月21日、午前9時55分頃に行いました。 願い出地の現況は山林となっております。 現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに対象地は非農地相当として報告を終わります。 議案第6号、番号2番について報告します。非農地判断の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立青木小学校より北北東へ2.3キロメートルに位置しています。 現地調査は、11月21日、午前10時10分頃に行いました。 願い出地の現況は山林となっております。 現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化していることから、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに対象地は非農地相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。
石崎清委員 上野農地係長	《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は非農地相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。 次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。 農振地域に入っているか入っていないかお聞きしたいです。 どちらも農振農用地ではありません。

議長	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地喜芳委員の報告は非農地相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については非農地とすることに決しました。 次に、議案第７号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。 番号１番について、白井通委員の報告を求めます。
白井通委員	議案第７号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。 申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、狩野公民館より南東へ約３００メートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、申出地は２０年前から申請地の一部が自宅敷地として利用していることがわかったため、今回非農地証明を願い出すことになり、今回の申し出に至りました。申し出地は２０年以上耕作されておらず農地に復元することは困難であり農地法第２条に規定する農地には該当しないため、非農地証明の要件を満たしております。 現地調査は、１１月２０日、午後０時頃に行いました。 調査の結果、除外後は非農地証明が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第８号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第８号について、説明します。 農業経営基盤強化促進法の規定によりまして、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。 議案書１３ページから２１ページまでが「利用権設定関係」の案件で２７件、合計面積は２５４，５１８．９４平方メートルとなります。この内２０ページ、２１ページの６件、３１，２３８．９４平方メートルが中間管理事業の対象となります。続いて２２ページが「所有権移転関係」の案件で１件、面積は１５，１９０平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第８号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第９号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市が作成する農地利用集積等促進計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第９号について、説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画案は、農業委員会の決定を経て市長が作成するとなっていることから協議があったものです。

	議案書 23 ページの 1 件、合計面積が 10,799 平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、この案件について問題は無いとのことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無いと考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
上野農地係長	異議なし多数と認め、議案第 9 号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第 10 号「那須塩原市農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第 10 号について、説明します。 農地移動適正化あっせん事業は、農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会が行う法定事業です。 具体的には、農地の所有者から農業委員会へ農地の売買、貸借について、あっせんの申出があった場合にあっせん基準に基づき農地の受け手となる者を選定しあっせんする事業です。 国の実施要領及びその運用通知において、農業委員会はあっせん基準をあらかじめ定め、県知事の認定を受けるものとされており、県知事は既に認定したあっせん基準についても随時審査を行うこと、その審査は 5 年ごとに実施される農林業センサスの結果が反映されるよう実施するものとされています。 また、基準の作成、変更にあたっては、関係団体並びに学識経験者で構成する協議会を設置、開催し、その意見を聞くものと規定されています。 今回の改正は、前回の改正を令和 3 年度に行っており、5 年ごとの定期改正ではありません。 令和 5 年 3 月に国の実施要領及び運用通知が改正されていたことから、市のあっせん基準もそれにならい改正を行います。 改正の概要としては、あっせん先として、農地中間管理機構、農業者年金基金、農業協同組合等が削除され、令和 5 年 4 月に改正施行された農業経営基盤強化促進法で、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画、いわゆる地域計画が位置づけられたことによる要件の追加が主な改正となります。今後のスケジュールとしましては、総会での審議、決定を経て、今月末ごろまでに県へ送付します。県で認定となった後、令和 7 年 1 月 1 日付で改正後のあっせん基準へ移行する予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
上野農地係長	異議なし多数と認め、議案第 10 号は 原案のとおり決定しました。 次に、報告第 1 号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 追加資料の 25 ページをご覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、10 月中に 5 条許可が 2 件で、即日許可及び他法令と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第 1 号を終わりにします。 次に、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 による届出の受理について（相続等による権利移動）」を 議題といたします。事務局の説明を求めます。

織田局長補佐	追加資料の２枚目をご覧ください。 この報告は相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第３条の３の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。１０月の届出の状況につきましてご報告するものです。
議長	１０月は相続を原因とした権利移動の届出を９件受理いたしました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。 報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第２号を終わりにします。 次に、報告第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第２２条の２による共有者不明農用地等の不確知共有者の探索の要請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
上野農地係長	追加資料の２８ページをご覧ください。 公益財団法人栃木県農業振興公社から最長４０年、今回は９年９か月です。の利用権を設定するため、共有者不明農地について、不確知共有者の探索の要請があったことから報告するものです。 なお、現在、登記簿上の所有者から本来の所有者である相続人を探索するため、住民票の写しや除票の写し、戸籍謄本、除籍謄本などを住所地や本籍地の市町村に対し、公用請求を行っているところです。 今後の手続きとしては、相続人の住所地を特定し同意をとるか、不明であることを確定させ、２か月間公示し、公示期間満了後、１週間以内に公示結果を公益財団法人栃木県農業振興公社あて通知する予定です。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第３号を終わりにします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重にご審議いただきありがとうございました。 これをもって、那須塩原市農業委員会第１７回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

20番

議席番号

1番
